

権利委員会だより：2

加茂嘉久 権利委員長

●版下絵師と文士

現在、日本国内でなにがしかの創作活動をしている人は何人くらいいるのだろうか。そして、その仕事を通じて自分の思想や感情を表現していれば、当然、著作権法で保護されなきゃならないはずなんだけど、どうだろう。

現行の著作権法は、活字表現に厚い保護を与えているように思える。それというのも、福沢諭吉が次々に発表した大ベストセラーのほとんどが偽版で、明治六年に第一回版権裁判の結果、海賊版元が二十二両を払わされて以来の伝統があるかららしい。

これではならじと、明治二十三年三月四日に公布された旧著作権法にしてから、実際の運用では、外国に追いつけ追い越せの政府自身が、無断翻訳・刊行を繰り返して、海賊版元と五十歩百歩だったというからスゴイ国だ。

これだけ保護に気を使っている文字による著作物というのは、昔から大事にされてきたんだろうか。

江戸時代、絵師は画料で食っていたけど、文士には稿料も印税も入らなかった。物を書く人というのは、幕府や大名のお抱えが普通で、さもないと戯作者だが、彼等は他に定収入のある旦那衆か御家人。当然のこと創作は余儀に過ぎない、と版元から羽織一枚、一席の宴と引き換えにベストセラーを世に出し続けた。これで版元だけが丸もうけ、というのが当時の出版事情だった。

現代の文豪といわれる誰も及ばぬ膨大な著作を残した曲亭馬琴も、筆一本で立つために下駄屋へ婿入りして、収入を安定させてから執筆に専念した。大ベストセラー作家になってからも金の工面がつきまとい、書画会を開いては、その売上げに頼らざるを得ない。その金で別荘建てるわけじゃない。可愛い孫に御家人の株を買ってやり、生活の道をたててやるためだったのだ。

十返舎一九の取材旅行も、書画会の売上げが頼りで、苦勞の末書き上げた『膝栗毛もの』二十一年間の大ヒット期間中、版元に金をもらったのは、あとにも先にも一回だけだったという。それというのも、師匠の山東京伝が絵師上がりで、画料をもらうのは当たり前、と画料に見合う位の手間賃として日本で最初に原稿料を請求した文士だったから、やっと手にすることができたに過ぎない。当時、稿料をとっていたのは、師匠京伝たった一人だったから。

それでは、絵師の画料はどれくらいだったんだろう。錦絵の創始者、当時最高の浮世絵師鈴木春信に支払われた版下画料が、銀一匁。金一両が銀六十匁だから、つまり一両の六十分の一ということになる。今の米価と換算してみると約千円。この版下を使って摺り上げた絵を、一枚二十四文、約二百円で何千枚と売るのが版元という商売だった。

歌麿も、絵具代にも満たない画料で版下を描いてたけど、吉原で流連の費用は版元の蔦屋重三郎もち。銀九十匁（一両二分）の太夫の揚げ代の他、酒肴、下働きへの心付けを合計するとひと晩の散財が二〜三十万円。これを二日続けて、三日目の床入れでは、市価の五倍もする仕出し料理を振舞って祝言の真似事。三日に一度は、紋日という廓の行事につき合われて、出銭はグンとふえる。この費用を計算すれば、天文学的画料ともいえるが、手元にはビター文残らないという仕組みだ。帰れば又シコシコ描き続けるしかない。

前出の京伝がとった日本最初の前稿料は、二両三分と銀十一匁だったという。又米価換算してみると約十八万円。悪くはないと思われるかもしれないが、これは『仕懸文庫』他三作まとめたの買取稿料で、一部あたりは六万円というわけだ。彼のように京橋で喫煙具商をやるか、柳亭種彦のように旗本くずれの御家人でもなければ、生活費の出どころはない。

こんな関係が御一新後も持ちこされたのが出版界。明治二十年代には、奥付けに十倍位の定価を刷り込み、値打ちの判る人には九割引き、田舎の物持ちからの注文には定価通りで売ることが流行したという。さすがに、こんなことは永続しなかったようだが、旧著作権法が提案された明治三十二年頃も、版元の体質はさして変わっていただけじゃない。それどころか、現在まかり通っている商習慣の中にも、そんな面影を偲ぶことができる。

何しろ、旧著作権法というのは、最近有名になった『旧土人保護法』と同時に成立した法律だ。昭和四十五年の改正までは手つかずだった旧著作権法が、どう改正されても絵師の仕事にはほっかむりのままであることには変りない。

昔から少ないながらも画料をもらっていた版下絵師は、コケにされっぱなしなのだ。文士はうるさいから手厚く保護し、版下などは下請け画工の賃仕事だ、というのが著作権法改正の実態なら、版下絵師は旧土人と同じ扱いをされていることになる。いっそ、『デザイン・ウタリ保護法』の立法化に向けて運動を始めなきゃなるまい。